

興行場 設置の場所及び構造設備の基準

○興行場法

第二条 業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

○鳥取県興行場法施行条例

（設置の場所及び構造設備の基準）

第2条 法第2条第2項の条例で定める設置の場所及び構造設備の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

- (1) 設置の場所は、換気、防湿等の上で入場者の衛生に支障がないこと。ただし、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。
- (2) ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる金網等の設備が設けられていること。
- (3) 清掃及び排水に支障のない構造であること。
- (4) 床面積1平方メートル当たり毎時75立方メートル以上の換気能力を有する換気設備が設けられていること。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気孔から常時換気することにより、換気が十分に行われるときは、この限りでない。
- (5) 入場者の利用する場所には、床面における照度を150ルクス以上とする機能を有する照明設備が設けられていること。
- (6) 観覧室は、食堂、売店等とは、隔壁等により区画されていること。
- (7) 次の要件を備える便所を有すること。
 - ア 男性用大便器が入場者定員600人につき1個以上、男性用小便器及び女性用便器がそれぞれ入場者定員200人につき1個以上設けられていること。
 - イ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、前室を設けた水洗便所については、この限りでない。
 - ウ 床は、不浸透性材料（コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で作られていること。
 - エ 内壁は、床面から1メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りされていること。
 - オ 流水式手洗設備が設けられていること。

興行場 衛生に必要な措置

○興行場法

第三条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める

○鳥取県興行場法施行条例

(措置の基準)

第3条 法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第3条関係)

- (1) 毎日清掃し、衛生上支障がないようにすること。
- (2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的に行うこと。
- (3) 入場者の利用に供する施設設備は、定期的に行うこと。
- (4) 換気設備、照明設備その他入場者の衛生に必要な設備は、定期的に行うとともに、必要に応じて整備補修を行い、常に適正に機能させること。
- (5) 観覧室の空気を、次の基準に適合させること。
 - ア 炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下であること。
 - イ 浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
 - ウ 5分間開放の平板培養法で測定した空中落下細菌（生菌に限る。）の数は、座面で30個以下であること。
- (6) 観覧室の明るさは、興行中においても、床面で照度1.5ルクス以上とすること。